

「対津波ビル構造設計マニュアル 講習会」
質疑に対する回答

No.	質 問 内 容	回 答
1	<p>・「設計用浸水深」の設定状況について 原則として、各行政で津波ハザードマップ等に基づき設定することが明記され、主に地方行政に対して平成 24 年に国交省から「津波浸水想定の設定の手引き」等も出されていると思います。 一方、行政による避難ビルの指定が未指定であったり、場合によっては、 具体的な浸水深の設定が未だなされていないケースもあるのではないかと推測されます。 この場合、設計実務上はどのような対応をしているのでしょうか。 調査・研究もさることながら、設計に際しては国・行政、設計者、施主間の協議により時間がかかる事が懸念されます。 実務的な話になりますが、今後の参考としまして、もし何か情報がございましたらご教授頂けますでしょうか。</p>	<p>・対象建物が「津波防災地域づくりのに関する法律」に基づく津波避難ビルの場合は、「同法第 8 条の規定に基づき都道府県知事により定められる津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深)に定める水深とすること」が明示されているので、それに従うこととなります。具体的な浸水深の設定が未だなされていないような場合は、計画地の市町村あるいは都道府県と協議して提示を受けるのが原則だと考えます。 ・対象建物が津波避難ビルではなく、津波に対して何らかの設計目標を設けて対処しようとする場合は、建築主と設計者との協議で決定することとなります。設計例 1 のように、人命確保は高台等への避難を前提とし、ある発生頻度を想定した津波に対して建物の上層階の機能維持を図りたいというような場合は、過去最大級の津波高さを対象とはせず、既往の津波被害に関する文献やシミュレーション結果等を参考にして設定することが考えられます。</p>

2	<p>FEMA P646 の改訂版、セカンドエディション?により規程値が見直されたとのお話がありました。FEMA P646 はウェブより入手できましたが、改訂版が見当たりません。 ダウンロード先を教えてくださいよう宜しくお願い致します。</p>	<p>「FEMA P646 2nd」で検索いただくと、 https://www.atcouncil.org/files/FEMA%20P-646%20Final.pdf 米国の応用技術評議会 (ATC) のホームページから PDF がダウンロードできます (2014.03.11 現在)。</p>
3	<p>津波避難ビル設計例では 45° 方向の検討はありませんが、検討はしなくて良いのでしょうか？</p>	<p>津波の水平荷重は、すべての方向から生じることを想定する必要があります。(津波避難ビル等の構造上の要件の解説 P I -17 より。)</p> <p>設計例では、X、Y 方向の検討を例示していますが、左右非対称で別の角度から生じる津波荷重が大きくなる場合や、例えば隅柱の安全性確保にあたって 45° 方向による水平 2 方向荷重による影響が無視できないような建物においては、別途検討が必要です。この点に関しては地震荷重を対象とする場合となんら変わるものではありません。</p>